

令和7年1月23日（木）

於・農林水産省第3特別会議室

第218回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午前10時00分 開会

○小島林政課長 皆様、おはようございます。

オンラインで御参加の委員の皆様方も、画面をオンにいただければと存じます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます林政課長の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は委員20名中、オンラインでの御出席も含め、18名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

お手元の参考2を御覧ください。

林政審議会委員名簿を配付しております。本日は、河野委員、五味委員及び日當委員にオンラインで御出席を頂いております。土川委員は11時頃にオンラインで御出席いただく予定でございますので、合計19名の委員の御出席を予定しております。なお、佐藤委員は御欠席となっております。

それでは開会に当たりまして、青山林野庁長官から御挨拶させていただきます。

○青山林野庁長官 おはようございます。林野庁長官の青山でございます。

本日はお忙しい中、林政審議会に御出席、また、オンラインで御参加いただきましてありがとうございます。

この1月から2年間の任期でございます。新任の方、今回10名いらっしゃいますけれども、それぞれのお立場から森林・林業・木材産業行政の推進に当たりまして、忌憚のない御意見を賜ればと思います。

最初に、私の方から現在の役所側の認識を簡単に申し述べさせていただきたいと思っております。

今週、トランプ大統領が就任されて、パリ協定から離脱ということで、地球温暖化対策の行方が心配されるんですけれども、日本政府としましては、2050年カーボンニュートラル、ネットゼロの実現に向けまして、温室効果ガスを削減していかなくてはなりません。

それは、経済活動や生活における排出量を削減していくと同時に、我々の森林におきましては、吸収量を確保していく必要がございます。そういう状況がまず一つございます。

それから、私ども森林に関しては、戦後造成してまいりました人工林が50年生を超えるものが6割を占めるようになりまして、利用期を迎えております。また、この森林というのは高齢化いたしますと、炭素の吸収量が落ちてまいりますので、二酸化炭素を吸収して炭素を固定していく作用が落ちていくということになりますから、その木材の利用と併せて、地球温暖化対策に貢献するという意味からも、伐って使って植えて育てるといふ森林資源の循環利用を図って、森を若返りを図っていくということが必要でございます。

また、それと併せて、出てきた木材をしっかりと使っていくことをしていきまないと、経済的に成り立たないこととなりますので、木材需要を拡大していく必要がございます。

木材の大半は住宅用に使われているわけですが、人口が減ってまいりますと、住宅だけではなくて商業施設でありますとか、オフィスでありますとか、非住宅分野の木造化・木質化を図っていくということが必要でございます、こうしたこと全般にわたりまして国民の皆さんに御理解いただきながら、私たちの行政を進めていきたいと考えております。

そういった観点から、予算や制度これから実行していくわけでございますけれども、喫緊の課題としては、森林の集積・集約化を図っていくことが必要でありまして、森林経営管理制度、今回見直しをしておりますので、この国会に提出も予定しておりまして、今日その検討状況も御紹介したいと思っております。

それから、森林・林業基本計画によって、私ども行政を進めておるんですけれども、これも5年に一度の改定の時期が来年まいります。そういう意味で、来年の夏に向けまして、これから1年間かけまして、森林・林業基本計画の見直しに向けて、この審議会で検証いただいて、御提言いただいていくということになりますので、通常年の林政審議会の運営よりも若干その回数増えてまいりますけれども、委員の先生方には大変お世話になります。

本日は、新しい任期のスタートということで、会長の選出をお願いしまして、その後、森林経営管理法の見直しの状況と地球温暖化対策計画の改定と、それから、令和7年度の林野関係予算の御紹介をしていきたいと思っております。

いろいろ案件ございまして長丁場になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○小島林政課長 ありがとうございます。

さて、林政審議会につきましては、本年の1月6日に委員の改選が行われまして、本日が改選後初めての会合となります。この後、会長が選出されるまでの間は、私が引き続き司会進行させていただきます。

まず、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介したいと思います。時間の関係もございまして、新任の委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

引き続き委員をお受けしていただいている皆様方には、御紹介のみということで進めさせていただきます。

お手元の参考2の林政審議会委員名簿を御覧ください。

それでは、新任の委員から御紹介をさせていただきます。あいうえお順でございますけれども、大内伸之委員でございます。

○大内委員 初めまして。宮城県森林組合連合会の会長を仰せつかっております大内と申します。

前は中崎会長、全国の森林組合の会長がやっていたんですが、その後任として今回お世話になります。

私も職員を経て参事をやって、それから理事になって、組合長になって、県森林組合の会長ということで、現場で今までやってきたことを踏まえまして、この審議会に少しでも役に立てばなというような思いで今回参加させていただきましたので、何とぞよろしく願いいたします。

○小島林政課長 ありがとうございます。

川上晴代委員でございます。

○川上委員 初めまして。栃木県東環境森林事務所の所長をしております川上晴代と申します。

栃木県の宇都宮市を含む東部の2市5町を管轄しております。

広葉樹が多く、原発の事故前はシイタケ用の原木を多く生産していた地域でもあります。

行政を預かる者として、県や市町村、そして県民の皆様の声を林野行政に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小島林政課長 ありがとうございます。

上月安重郎委員でございます。

○上月委員 失礼いたします。上月安重郎と申します。

兵庫県で山林業と申しますか、林業経営者でございます。

できるだけ儲かる林業を目指すことが一番と思っておりますが、今、全然儲ないどころか赤字ですので、余り真剣に林業はできないかなと思っておりますので、儲かるようになるために少しでもお役に立てればなと思っております。

よろしく願いいたします。

○小島林政課長 ありがとうございます。

続きまして、オンライン御参加の五味高志委員でございます。

○五味委員 名古屋大学生命農学研究科の五味高志と申します。

現在ちょっと海外に出張中でありまして、オンラインから参加させていただきます。

私、専門は森林水文学や砂防学ということで、流域スケールで森林の水や物質循環に関する研究を行ってきております。その中で、冒頭お話がありました成熟期を迎えている森林の管理をどのように進めていくのか、それによって水土保持や災害、防災・減災などについて、今後考えていくことが多々あるかと思っております。そういった点を踏まえて、この林政審議会の方でもいろいろ皆様とともに検討できればと思っておりますので、何とぞよろしくお願い致します。

○小島林政課長 ありがとうございます。

続きまして、澤田知世委員でございます。

○澤田委員 大建工業の澤田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

会社は木質系のフローリング、ドアや収納などの主にインテリア建材と呼ばれるものを生産しています。

カタログでの全国販売がメインのものと、住宅会社さんに相対で出すようなものと2系統あります。ここの立場は木材を使う側ですが、国際競争にある木材という視点になるのかなというふうに思っております。

先ほど青山長官から、森林・林業基本計画などが主なテーマになりますということでしたが、そのあたりは私も勉強しながら見させていただくというか、ついていくということになると思いますので、いろいろ初歩的なことなどをお伺いするかもしれませんが、その節はどうぞよろしくお願い致します。

以上でございます。

○小島林政課長 ありがとうございます。

高森志文委員でございます。

○高森委員 アサヒロジの高森と申します。アサヒビールのスーパードライで皆さん御存じだと思いますけれども、アサヒグループのビール飲料や食品を一手に運んでいる物流部門に所属しております。

昨年の9月まで、アサヒグループ全体のサステナビリティの推進の責任者をやっておりました。

て、先ほど長官がおっしゃられた2050年のカーボンニュートラルじゃないんですが、アサヒグループでも2040年にカーボンニュートラルにすると宣言しておりまして、その推進をどうするかということをやっております。

もう一つは、皆さん御存じの方がいてびっくりしていますが、広島の方にアサヒの森という森林を持っておりまして、そちらの関係で林野庁さんともここ数年お世話になっておるという関係で、本日こちらにおります。

初めてですが、よろしく願いいたします。

○小島林政課長 ありがとうございます。

中島彩委員でございます。

○中島委員 three treeの代表の中島と申します。和歌山県の龍神村で林業を経営しております。

たった3名で、現場を回しているんですけども、最少人数で、最少の機械で森林を未来につなぐためにはどうしたらいいのかということに特化してやっております。

木材生産から一応販売まで、全てを手がけて行っています。微力ながら何かお役に立てればと思って参加させていただきました。よろしく願いいたします。

○小島林政課長 ありがとうございます。

林田康洋委員でございます。

○林田委員 日本プロジェクト産業協議会の林田と申します。よろしく願いいたします。

通常は、ローマ字5文字JAPICとあって、ジャピックというふうに言っておりますので、そちらの方で覚えていただければと思います。

我々の団体は、将来の日本のプロジェクト、インフラとかを提言するということをやっております、構成企業、企業さんの団体ですけども、建設とか建設コンサルタント、それから鉄鋼、重工、あとは商社、不動産、銀行、いろいろ入っていらっしゃいますけれども、そういうことで活動しておりますが、林業も大きな柱としてずっと検討してまいりました。その節は、林野庁の皆さんにも大変お世話なっております。

先ほど申し上げたとおり、ゼネコンさんとかがたくさんいらっしゃるということで、我々は少し川下の視点、利用者の方の視点からいろいろお話ができればと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○小島林政課長 ありがとうございます。

平井理央委員でございます。

○平井委員 フリーアナウンサーの平井理央と申します。元々テレビ局で6年半スポーツの番組のキャスターを、また3年ほど、報道の番組のメインキャスターも務めておりました。なので、メディアを知る人間としての意見でしたり、あとはプライベートでは7歳の娘がいるので、そういった生活者、そして教育に関心のある母としての意見も言わせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小島林政課長 ありがとうございます。

藤掛一郎委員でございます。

○藤掛委員 宮崎大学から参りました藤掛と申します。

私、大学なんですけれども、大学で持っている授業は主に二つありまして、森林経済学というのと森林政策学というのを持っておりますが、そういう林業の経済とか政策が専門の人間です。林政審議会、大変政策の形成において重要な場と思いますので、微力ながら頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします

○小島林政課長 ありがとうございます。

続きまして、引き続き林政審議会委員をお受けいただきます委員の皆様を御紹介いたします。

時間の関係もございますので、大変申し訳ございませんが、御紹介のみとさせていただきます。

小貫裕司委員でございます。

○小貫委員 小貫でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○小島林政課長 小野なぎさ委員でございます。

○小野委員 小野なぎさでございます。よろしくお願いいたします。

○小島林政課長 河野康子委員でございます。オンラインで御参加いただいております。

○河野委員 よろしく申し上げます。

○小島林政課長 斎藤幸恵委員でございます。

○斎藤委員 斎藤幸恵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小島林政課長 佐藤貢委員は、本日御欠席となっております。

立花敏委員でございます。

○立花委員 立花でございます。よろしくお願いいたします。

○小島林政課長 土川覚委員は、後ほどオンラインで御出席予定でございます。

続きまして、出島誠一委員でございます。

○出島委員 出島です。よろしくお願いいたします。

○小島林政課長 中西宏一委員でございます。

○中西委員 中西でございます。よろしくお願いいたします。

○小島林政課長 オンラインで御参加の日當和孝委員でございます。

○日當委員 日當でございます。よろしくお願いいたします。

○小島林政課長 以上、本審議会は20名の委員構成となっております。

続きまして、林野庁幹部につきましても御紹介させていただきます。

なお、各課課長につきましては、お手元の参考3、林野庁名簿をもつての御紹介とさせていただきます。

青山林野庁長官でございます。

○青山林野庁長官 改めまして、よろしくお願いいたします。

○小島林政課長 小坂林野庁次長でございます。

○小坂林野庁次長 小坂です。よろしくお願いいたします。

○小島林政課長 清水林政部長でございます。

○清水林政部長 清水でございます。よろしくお願いいたします。

○小島林政課長 長崎屋森林整備部長でございます。

○長崎屋森林整備部長 長崎屋です。よろしくお願いいたします。

○小島林政課長 眞城国有林野部長でございます。

○眞城国有林野部長 眞城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小島林政課長 以上、各課の課長も含めまして、本日18名の出席となっております。

それでは、議事次第に従いまして、会長の選出等について、まず進めさせていただきます。

林政審議会令第2条第1項の規定により、会長の選出は委員の互選によることとなっておりますが、皆様、いかがでございましょうか。

小野委員、お願いします。

○小野委員 小野なぎさでございます。

森林・林業・木材産業について幅広い御見識をお持ちであり、前期において会長代理や施策部会長を務めておられました立花委員が会長に適任かと存じますが、皆様、いかがでしょうか。

○小島林政課長 ただいま小野委員から、立花委員を会長にとの御提案を頂きましたが、皆様、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○小島林政課長 ありがとうございます。御異議なしということでございますので、立花委員

に会長をお願いしたいと思えます。

それでは、ここからは立花委員に会長席にお移りいただきまして、議事進行をお願いしたいと思えます。

立花会長、よろしくお願ひいたします。

○立花会長 ただいま皆様の御賛同を頂きまして、会長を仰せつかりました立花でございます。改めてよろしくお願ひいたします。

私は、まさに今、国民も社会も森林・林業・木材に対して深い関心、高い関心が出てきていると考えております。

こうした中で、持続的に森林を管理し、林業を振興し、木材産業を振興し、そして社会で広く木材を使っていくということが求められていると考えています。あわせて、森林空間を利用することも、まさに大事になってきておりますので、私たちのこの林政審議会が果たす役割は非常に大きいと考えております。

特に、今日ここに御出席していただいている皆様におかれては、専門分野をそれぞれお持ちだというのは、先ほどの御発言からも分かるわけですが、他方で国民の代表という位置づけもあります。私は、今回4期目ということになりますけれども、初歩的なことから質問して、その回答が我々自身の理解にもつながりますし、そして記録としても残っていくこととなります。これは、多くの国民の皆様にご伝えるということにもなってくるわけですので、委員各位には積極的に御発言を頂きながら、よりよい森林政策、林業政策、木材産業政策、そして山村の振興と木材・非木材森林産物の利用へとつなげていきたいと考えております。

長官からネットゼロというお話がありました。これは、本当に喫緊の課題として、多くの方が理解しているところだと思いますので、それに果たす役割、森林を減らさずに管理していくということ、伐採して生産した木材は長期に利用して炭素を長いこと地上にとどめるということ、これをこの我々の政策への貢献としてやっていければと考えております。

私、これからは産官学みんなで協力しながら、これらのことを進めていくことが大事だと思っています。私はそういうことを考えて、学生たちに木材を使うこと、森林を持続的に管理していくことが大事ということをお伝えしています。だんだんに学生たちもそういう気持ちになってきているように思えます。

ぜひ皆様も様々な形で御知見を提供していただくとともに、忌憚のない御意見を頂きながら、私たちができることを林野庁の皆様にお伝えし、いろいろ検討しながら進めていければと思っております。

これからうまく議事を進められないこともあるかもしれませんが、皆様に御協力を賜りながらしっかりと審議をし、いい方向性へと持っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にてこの後の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

林政審議会令第2条第3項により、会長が会長代理を指名することとされておりますので、その指名をさせていただきます。

会長代理につきましては、藤掛委員にお願いしたいと存じます。藤掛委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から審議会の議事の取扱いなどについて御説明をお願いいたします。

○小島林政課長 林政課長でございます。

お手元の参考資料1を御覧ください。

林政審議会の議事の取扱いにつきましては、林政審議会議事規則において、会議は原則公開とすること、議事録は、縦覧に供することなどを定めております。議事録は後日、委員の皆様にご確認を頂いた上で公表させていただきますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

その他詳細は、参考資料1を後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。

次に、議事2の部会所属委員の指名等について、に移ります。

林政審議会の下には、円滑な審議を目的として、施策部会と地球環境小委員会を設置しているところです。林政審議会令第5条第2項により、施策部会に属する委員につきましては、会長が指名することになっておりますので、施策部会委員の指名をさせていただきます。

施策部会委員については、大内委員、川上委員、五味委員、斎藤委員、林田委員、日當委員、藤掛委員の7名にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、施策部会長の選出を行います。

施策部会長につきましては、林政審議会令第5条第4項により、施策部会委員の皆様の互選によることとなっておりますが、委員の皆様、いかがいたしましょうか。

斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 森林・林業・木材産業の川上から川下まで幅広い御見識をお持ちである藤掛委員が適任かと存じますが、いかがでございましょうか。

○立花会長 いかがでしょうか。

(異議なし)

○立花会長 ありがとうございます。

ただいま斎藤委員より、藤掛委員を施策部会長にとの御提案を頂きました。そして、皆様から異議なしという御発言を頂きました。

異議なしとのことですので、藤掛委員に施策部会長をお願いしたいと思います。藤掛委員、よろしくお願ひいたします。

ここで藤掛施策部会長により、一言御挨拶をお願いできればと思います。

○藤掛施策部会長 改めまして、藤掛でございます。

施策部会長を御指名いただきました。初めての委員でもあり、そこで施策部会長ということで、務まるかどうかというのは心配なところもありますが、部会委員の皆様のお助けを頂いて、しっかり務めたいと思っております。

施策部会ですので、主に白書の検討があるかと思ひます。白書というのは、やはり森林・林業に関する世論を形成するという意味においては、直接・間接に非常に大事な、ああいうものはあれしかないというような、そういう書物でありまして、この意義は大変大きいものと思ひます。

今日も先ほどの長官や、あるいは会長のお話にもありましたが、本当に世論の国民の皆さん、いろんところから森林・林業に対して期待を寄せられていらっしゃると思ひますし、そういうことをうまく政策につなげていく上で、白書は大事だと思っておりますので、しっかりした議論ができるように努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○立花会長 ありがとうございます。

私も3期6年、施策部会長を仰せつかって、白書の作成に関わることができました。大変勉強になるとともに、いかにして国民の皆さんに読んでいただけるかということ意識しながら作成していくと、多くの方が手に取っていただけるようになります。非常に大事な役割ということになりますので、藤掛施策部会長においては、部会の皆様とよりよい白書の作成に努めていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、地球環境小委員会の委員の指名を行います。

地球環境小委員会の委員につきましては、林政審議会議事規則第6条により、施策部会長が指名することとなっておりますので、藤掛施策部会長に指名をお願いしたいと存じます。

○藤掛施策部会長 地球環境小委員会の委員ですけれども、以下の方にお願ひしたいと思ひま

す。

まず、大内委員、それから次に川上委員、それから出島委員、そして日當委員、そして私の5名を指名させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○立花会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

これにて議事は終了となります。

報道関係者の方がおられましたら、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ここで御退出をお願いいたします。

それでは、議事3、その他に移ります。

その他では、森林経営管理法の見直しについて、地球温暖化対策計画の改定について、そして令和7年度林業関係予算の概要についての三つを事務局から説明していただきます。

それでは、まず最初に、森林経営管理法の見直しについてにつきまして、石井森林利用課長に御説明をお願いいたします。

○石井森林利用課長 森林利用課長の石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

森林の集積・集約化を進める森林経営管理制度、施行から5年を経過をいたしまして、来たる通常国会で改正法案の提出を予定してございます。

これまでの取組状況、また、そこから見えてきた課題、見直しの方向について御説明をしたいと思います。着座にて失礼いたします。

まず、1ページを御覧ください。

御承知のとおり、森林は、国土保全であるとか水源涵養、また、木材生産といった多面的機能を有してございまして、国民の経済社会の維持発展には、これらの機能を持続的に発揮させることが不可欠になってございます。

2ページ、おめくりください。

我が国の森林でございますけれども、非常に特徴的でございます。戦中戦後の乱伐、その後の荒廃地に対する復旧造林、また、拡大造林という経過を経て成り立っており、人工林は1,000万ヘクタール超、森林の約4割を占めるという特徴がございます。

この写真にございますように、人工林では間伐であるとか造林、こういった適切な施業、森の手入れがなされないと、先ほど申し上げ公益的機能の発揮に支障を来すおそれがございます。また、個々の森林がそれぞれ相互に影響し合うことで、多面的機能が強力に発揮されるという特徴がございます。そういった面で、やはり一定のまとまりをもって、森林を管理することが非常に重要になっているわけでございます。

3 ページ目おめくりいただいて、この面的にまとまった経営管理という観点から見た場合、この左上の棒グラフの赤囲みでありますけれども、保有面積が10ヘクタール未満の林家が9割ということで、我が国の森林の所有構造は非常に小規模、零細という特徴がございます。

この小規模分散という構造が、森林の経営管理が分散的に行われて、効率性を欠く要因の一つになってございます。

また、山村の過疎化であるとか、森林所有者の意欲減退、所有者の方々の高齢化、代替わりも進んでおりまして、左下の表にございますように、所有者不明の森林も多数あるという状態でございます。この表は、登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合を示していますが、林地が一番高いという状態でございます。

こういった小規模分散などの課題に対処するには、右の絵のように森林を団地の形で取りまとめて、林業経営体に経営管理を集積・集約化していくことが非常に重要だということがございます。

4 ページをおめくりください。

森林経営管理法は、こういった森林管理をめぐる課題、これを踏まえて、令和元年からスタートしたものでございます。

この絵のように、なかなか所有者自らは経営管理ができない、こういった森林につき、市町村が中心となって、所有者の皆さんにどのような経営管理を御希望ですかということで意向を確認して、市町村に経営管理をお任せしたいという場合には、市町村が集積計画を作成して、経営管理の権利を設定をする。その上で、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理をする、また、林業経営に適した森林は林業経営体に再委託をするという仕組みでございます。

下の囲みにございますけれども、と所有者不明森林などに対しては、一定の手續を踏めば、経営管理の権利設定が可能となる特例も措置しておりまして、こういった形で、小規模分散、そして所有者不明も含めまして、森林の集積・集約化を進めていこうという制度をつくりまして、5年を経過してきたというところでございます。

5 ページ目おめくりください。

この制度がスタートして5年でございますけれども、これまでの取組状況を少し御報告したいと思います。

日本地図に色塗りされてございますけれども、制度に基づく取組を行っているところを色を塗っているわけでございますが、1,132市町村で経営管理制度に基づく取組が実施をされると。この制度を活用する希望する市町村の94%に当たりますので、日本全国でこの制度によ

る取組が進み始めているというところでございます。

フロー図にございますように、入口となる意向調査、これにつきましては、左の、一番左の四角の中にございますように103万ヘクタールの意向調査が行われていると。これ私有林人工林の2割弱というような数字でございます。

この意向調査に対する回答でございますけれども、なかなか所有者の方が見つからないとか、関心がないみたいなこともありまして、回答は6割程度ということになってございます。

回答を頂いた中でも、点線の囲みの方へ移っていただければと思いますが、御自分で管理をしたいとか、また、もう委託を行っていますという方も相当数いらっしゃいます。上の点線の緑の部分でございますけれども、私は市町村に預けたいという方の森林は約23万ヘクタール、この5年間でございました。

こういった森林について集積・集約化していくということになりますけれども、制度に基づかない林業経営体へのあっせんといった手法を含めて、半分ほどが森林整備につながっておりまして、未整備森林の解消に貢献してきているところでございます。

現場における具体の事例は、6ページ目につけてございますので、適宜参照していただければと思います。

5ページ目に戻っていただきまして、市町村に委託希望23万ヘクタールの中で、この制度に基づいて市町村に権利設定をいたします集積計画は2.3万ヘクタール、394市町村でございます。けれども、その先の林業経営体への再委託は0.3万ヘクタール、78町村にとどまっているという状況でございます。市町村から林業経営体への再委託、ここでの権利設定がなかなか少し進んでいないという状況でございます。林業経営に適した森林における経営体への権利設定が限定的であるというのが、現在の取組状況、課題なのかなと思っております。

7ページお願いいたします。

冒頭で通常国会に法案提出をとお話をいたしましたけれども、森林経営管理法見直しに向けた経緯と検討事項ということで、7ページに整理をしております。

一番上にございますけれども、森林経営管理法の附則におきましては、施行後5年を目途として、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるという、いわゆる5年見直しの規定がございます。また、様々な会議体でこの森林経営管理法の改正を検討し、集積・集約化を進めるという議論がなされているということでございます。

これまで、経営管理制度の取組状況でございますとか、現場のヒアリングを実施してきており、そこから見えてきた課題、今後の対応方向を御説明をいたしたいと思っております。

主な論点としては、集積・集約化を進めるための新たな仕組みの構築、また、先ほど申し上げたように、市町村の方がこの事務の中心を担っていただいておりますので、市町村の方々の事務負担の軽減、そして林地開発許可制度の実効性強化でございます。

8 ページ目おめくりください。

論点の一つ目、集積・集約化を進めるための新たな仕組みを構築でございます。

左上のグラフのとおり、現行制度におきましては、集積・集約化の権利が設定された森林は2.3万ヘクタール、この棒グラフの一番右でございますけれども、5年間で2.3万ヘクタールでございます。そのうち林業経営体に権利が設定されて再委託されたものは、この赤の囲みの部分で僅かで、林業経営体の権利の設定が低位であるということが分かってきてございます。

左下の事例のように、少し画像が粗くて分かりにくいかもしれませんが、意向調査を行ったこの赤のエリアに対して、実際に集積計画を策定できた箇所は、緑で塗り潰してございますけれども、パラパラと散らばっておりまして、団地的な集積・集約化ができていないという状況でございます。

これには右の白い囲みに書いてございますように、所有構造が小規模分散であるとか、所有者不明の回答がないであるとか、共有者の同意が取れない、そういった事情がございまして、面的な集約化につながっていないというところなんです。

そういった事情に加えて、ヒアリングをしていく中で、やはり林業経営体が集積・集約化したいなという団地の塊、こういったニーズをうまく取り込めていないことも集積・集約化が進まない要因として考えられるというところでございます。

他方、この右の事例、島根県邑南町でございますけれども、こういった全国を取組を調べる中では、集積・集約化が非常にうまくいっている事例も幾つかございます。

この事例では、林業経営体の提案をきっかけに、当初9ヘクタールを集約したいというお申出がありまして、地域の関係者、市町村の皆さんとが話し合いをいたしまして、周辺の小規模分散の森林を巻き込みながら、結果的に団地的なまとまりをもって集積・集約化に成功したという事例でございます。

関係者の話し合い、協議後により、67ヘクタールの塊ができてまして、うち21ヘクタールで集積・配分計画を作成したという事例でございます。

9 ページをおめくりください。

こういった課題であるとか現場の取組状況を踏まえまして、集積・集約化を進める新たな仕組みを創設をいたしたいと考えております。

一つには、林業経営体が初めから参加して、地域の関係者が集積・集約化の進め方、区域、受け手となる林業経営体を決める集約化構想を創設するというものでございます。

新たな仕組みは、赤囲みに書いてありますけれども、受け手となる林業経営体には、所有者情報も提供いたします。これによって、林業経営体のニーズを取り込みながら、集積・集約化を進めることができ、当初から受け手が決まることから、森林所有者の方々も安心をして森林を委託することが可能になると考えてございます。

もう一つには、市町村への委託・権利設定、その後の林業経営体の再委託・権利設定と、2段階の計画策定プロセス、そういったものを統合したものをつくりまして、一括で権利設定ができるようにするというところでございます。

さらに、もう森林を手放したいという方々も結構いらっしゃいますので、任意でございますが、この計画に所有権移転についても盛り込めるようにしたいと思っております。

これによって、所有者が希望する森林の委託に必要な権利設定、これを迅速かつ簡便に実施できるようにして、集積・集約化を進めていくというところでございます。

次に、10ページ目でございます。

二つ目の論点でございますけれども、市町村の事務負担の軽減でございます。

森林経営管理制度、これは市町村が中心となっておりますので、その事務負担は大きいところでございます。これまでも、手厚い地方財政措置をしている地域林政アドバイザーの雇用であるとか、また、地方公共団体をはじめとした職員に対する技術習得のための研修を行っており、林野庁職員も延べ400回以上にわたりまして、地方に赴いて、様々な研修を行っております。そういった研修等を通じて市町村の体制整備を図ってきたところでございますけれども、事務負担の軽減は引き続き重要な課題でございます。

これまでの取組の状況を見ますと、円滑に事務を行っているような事例がある一方で、手続上のハードルがあるなど感じる部分も明らかになってございます。

左の事例は、市町村の体制が十分でない中、専門知識や人員体制のある法人に森林境界の調査、そういったものを委託して、現場の取組をうまく進めているものでございます。栃木県と徳島県の事例を挙げさせていただきましたけれども、そういった事例がございます。

徳島県のやましごと工房、美馬市・つるぎ町については、集積・集約化面積が全国でナンバーワンという事例でございますので、外部の手、技術を借りながら、上手にこの制度に係る事務を進めていただいているところでございます。

そして、ハードルといたしますか、そういった部分は右の事例でございます。

先ほど申し上げたように、森林経営管理制度、共有者が不明、所有者が不明というハードルがやはりありますが、一定の手続を踏めば、特例措置を活用して権利設定ができるという状況でございます。右の事例は、そういった共有者不明などの特例措置を実際に活用していただいた事例でございます。

これは京都府の綾部市でございますが、写真にあるような0.33ヘクタールの森林を集積・集約する際に、手間であるとか時間がかかったかということでございます。登記名義人が25名ほどで、これは明治時代の登記でございます。相続人の探索を行った結果、147名の共有者が判明をしたという状態でございます。そのうち3名の不明者が判明をいたしまして、今回この特例を使ったというところでございます。

意向調査を始めまして、探索、同意書の送付、そして特例の手続といったものを含めて権利設定までに34か月、2年10か月も要してしまっただと。非常に時間と手間がかかっているということがハードルになっているという部分があります。

他の市町村の現場の皆さんのお話を伺っても、ちょっと手続に時間がかかったり、大変だなということで、権利設定を見合わせるようなお話はよく伺っているというところでございます。

11ページ、おめくりください。

こういった事例であるとか課題を踏まえまして、市町村の事務負担の軽減を図るような見直しを実施していきたいということで検討してございます。

まず1点目でございますが、市町村事務の支援です。

先ほどの事例なども踏まえまして、所有者の探索であるとか森林の調査、こういった市町村の事務を支援する法人を指定できる制度の創設を検討してございます。その法人には、所有者情報の利用などの権限を与えることで、更に円滑に事務ができるんじゃないかと考えております。

市町村職員は全国で3,000名ほどおりますけれども、そういった市町村の事務負担を軽くできるということではないかと思っております。

さらに、市町村の指定法人ということが、森林所有者に安心感を与えるという効果も期待できるんじゃないかなと思っております。

2点目は、手続要件の緩和でございます。

一つには、先ほどの特例を使うときに公告をするというのが6か月ございますので、この公告期間6か月を2か月に短縮して、手続を素早くしたいと。迅速化をしたいということでございます。

特例を活用するルートはございますけれども、やはり権利設定には、所有者の全員同意といったものが基本でございました。共有林の権利設定については、間伐や保育については、共有持ち分の過半数の同意でオーケーとする方向で、この要件の緩和をいたしたいと思っております。

こういった見直しを通じまして、森林経営管理制度を担う市町村の事務負担の軽減を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、12ページでございますが、最後の論点は、林地開発制度の実効性の強化でございます。

左下のグラフにございますように、林地開発許可制度、許可基準の見直しを順次行ってきまして、開発許可の件数自体は10年前に比べて半減をしているという状態でございます。特に、最近太陽光パネルの設置も増えておりますので、上の緑と青の囲みにありますが、パネルがどうしても地表面をふさいでしまう、パネルの降水が浸透しにくいということがありまして、令和元年には大規模な排水施設を整備するといった見直しを、令和4年度の見直しでは、災害の発生状況、最近集中豪雨、線状降水帯、雨の降り方も変わってきてございます。そういった雨の降り方と災害の発生状況のデータを踏まえまして、許可の面積規模を0.5ヘクタールに引き下げる見直しもやっております。

許可件数の半減というのもございますけれども、他方、林地開発許可に対する条件違反となるような開発行為も発生しており、こういったものに対応していく必要があると考えてございます。

一つは罰則の強化ということで、右上の事例は、太陽光発電案件で防災施設を先に設置することを条件に開発が許可されたわけなんですけど、これが守られずに、大雨によって開発途中で土砂が流出してしまったという事例でございます。

これまで中止命令であるとか復旧命令、こういったものを行うことで、事後的な是正を促してきたわけでございますが、このいとまを取らずに許可条件に違反した場合には、直ちに罰則を科すという規制へと見直していきたいと思っております。

もう一つには、命令違反者の公表でございます。

右下の事例でございますが、命令違反にある土地が、それを知らない方に売却をされそうになってしまったという事例でございます。やはり所有者が代わりますと、違反状態を解消するということが、なかなか難しくなってくるということでございます。

こういった事態を防ぐために、命令違反者を公表する仕組みを検討していきたいと思っております。

ございます。

以上が森林経営管理制度等の見直しの検討状況でございます。

現在、具体の制度設計、また、法案の条文検討といったものを進めているところでございまして、来たる通常国会に法案を提出する予定といったことでございます。

少し雑駁でございますけれども、私から説明は以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。

森林経営管理法の見直しに関わって、日本国内における森林と林業の問題、こういうことがあるよということも含めて、丁寧に御説明を頂きました。

ここから委員の皆様は御意見、御質問をお伺いしていきたいと考えております。

先ほど冒頭に長官がおっしゃっておられましたけれども、新年度になると、森林・林業基本計画の検討が始まります。それに入る前に、ここでいろいろと分からないところは理解を深めていただければ、より基本計画の検討にもつながっていくだろうと思いますので、石井森林利用課長の御説明について皆様から御発言をお願いしたいと思います。

オンラインの皆さんも後ほど声をかけますので、そのときに御発言をお願いできればと思います。

まず、会場にお越しの皆様から、どういった点でも結構ですので御発言をお願いできますでしょうか。

大内委員、お願いいたします。

○大内委員 すみません、9ページの方で、先ほど林業事業者の方にも経営権設定ができるというふうなことですけれども、その林業経営体というのは通常、一般の事業者にもそのような形で経営権設定ができるのかというのをちょっと聞きたいと思います。

○立花会長 よろしいですか。

○大内委員 あともう一つが、11ページの手続の要件について、共有林については過半数の、間伐と保育については過半数の同意で可能ということで、その過半数というのは大体6割とか、何割を考えているのかと、それから、共有林で組織を持って、法人化はしていなくても組織を持って、会長副会長とか全部決めて、その共有林の運営をしている際には、その共有林の代表者での同意をもって、保育・間伐等はできないのかということの2点を聞きたいと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

もうお一方、お二方から発言していただいてから、事務局に発言をお願いしようと思います。ほかにいかがでしょうか。

では、澤田委員、お願いできますか。

○澤田委員 すみません、同じく9ページで、ちょっとふわっとした質問で恐縮ですが、緑枠のところや上のところに経営管理の将来像を共有しと書いてありますが、恐らく構想をまとめたり計画したりするのは1年とか短期で実施するのでしょうか、この将来像は、どれぐらいの時間軸ですとか、地域の広さですとか、こういった形を想定されているのか、少しお聞かせいただければと思います。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

林田委員からも手が挙がりました。お願いいたします。

○林田委員 ありがとうございます。

8ページかと思えますけれども、そもそもの話のところですが、権利設定をしてもなかなか再委託に進まないというところは、この制度非常に大事だと私は思っているんですけれども、というのは、なかなか林業経営体が委託を受けるというインセンティブがないということなんだろうなと思っていますが、これは多分そのバラバラだとか書いていただいたのもあると思うんですけれども、人がいないとか、もらったところで儲からないとか、多分そういうことだと思っています。

そのためには、こういう制度もあるんですけれども、例えば委託費を上げるという形になるのか、それとも森林、木を売れば金になりますよということなのか、木を売れば金になるということになれば、そもそも立木の価格を上げないと、なかなか解決しないようにも感じるんですが、そのあたりインセンティブの与え方のところを教えていただけたらと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

ここで3名の御質問に対して、事務局からの回答をお願いしたいと思います。

スライドの番号でいうと8ページ、9ページ、11ページに関する質問でした。お願いいたします。

○石井森林利用課長 御質問ありがとうございました。

まず、大内委員の事業体はどういったイメージなのかということだと思えますけれども、森林経営管理法の中では、一定の要件で、都道府県がこの事業者を選定、公表するという制度がございます。効率的・安定的に経営管理ができる、経理的な基盤が整っているとか基礎的なこととございますけれども、そういった部分です。

現状では、幅広く森林組合さんであるとか、民間の事業体さん、個人という方もございます

けれども、そういった形で幅広く、1,500だったかな、それぐらいの事業体の方がこういった事業体に選ばれてございます。

そのうち権利設定されるまでには、なかなかつながっていないということでございます。

手続の要件、共有林の過半数でございますが、共有持分の2分の1以上、まさに過半数というところでございます。

共有林の組織代表の同意で大丈夫かという点でございますが、基本的には、やはり個々の共有持分の2分の1以上ということでございます。共有といっても、いろんな形態がありまして、財産区みたいなものは、財産区議会で議決をして管理の方針を決定するとか、いろんな形態があると思います。ここでいう共有林は、共有持分の方のということでございますが、持山の形態は様々あるかなと思ってございます。

澤田委員の将来像共有に関しては、ここで言う将来像は集約化構想というところでございます。集約化の進め方とか、そういった部分でございまして、短期的にはまさにこの計画をつくる期間というものになってくると思います。けれども、全体の意識醸成を図る上では、もう少し長いスパンで、伐採から再生林という形で50年ぐらいを意識しながら、その集積・集約化の進め方をよく御議論いただいて認識を共有していただければありがたいというように思います。

次に面積の規模ですが、地域とか条件によって様々であるとは思いますが、例えば数十ヘクタールから100ヘクタール程度の塊、団地をもって集約化構想をつくっていただきたいと考えてございます。

林田委員から、再委託に係るインセンティブがというようなお話でございます。先ほど権利設定が進んでいないというのは、林業経営体が条件がいいところに権利を設定したいというニーズを踏まえていなかった。今までは、市町村から意向調査をして、所有者さんからオーケーですよとなったら林業経営体の方に御紹介して権利を設定する、やりませんかということでございますので、そのニーズがマッチしていないが多かったのかなと思います。

そういった意味から、林業経営体がここで権利を設定して、しっかり集約化をして木材生産、林業をしたいというような御提案を出来ること自体が、この制度自体がインセンティブになってくるのではないかなと思います。

そういった条件のよい森林で林業が行われますと、当然生産性も上がり、収益も上がっていくということを想定してございまして、これはまた、森林所有者の方々への還元という言葉は適当かどうかと思いますが、適正な立木の価格に反映されていくと、そういったことになっ

てくるのではないかと期待してございます。

また、インセンティブの一つとしては、この令和7年の予算において、集約のモデルを進めるような予算も計上してございますので、そういったものも合わせながら、しっかりと集積・集約化の取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○立花会長 3名の委員の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

先ほど手が挙がりました中西委員、お願いできますか。

○中西委員 具体的な施策等に対する意見、質問ではありませんが、冒頭にもありますように、多面的な機能を備えたこの森林を維持していく、そのためには伐って、使って、植えて、育てるという、循環利用は非常に大切だろうと思います。そのためには、森林を使って、あるいは育てて、儲かり、やっぱり面白くなくてはいけないと思います。

私たちは輸入される木材や木材製品とも戦わなくてはならない。また、輸出していこうとしたときには、仕向地にある木材や木材製品と戦っていかなくてはなりません。ということは、競争力のある林業経営がなされないと、全くうまく回らないということだろうと思いますので、この管理法の改正が集約・集積等も進められながら競争力を高める一助になればなというふうに強く思うところであります。

○立花会長 ありがとうございました。

上月委員、お願いいたします。

この後、オンラインの皆様にも御発言をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

上月委員、お願いいたします。

○上月委員 すみません。一つは、集約化というのは非常に良いと思うのですが、実は私にも集約しませんかとお話に来られた方がおりました。集約化に際しての具体的な話はなく、いろいろ聞くと、実は上月さんの森林もこの計画に入っているとと言われて、計画って何ですかと言って聞くと、答えてもらえないということがありました。いつから団地共同施業に戻られたのですかと聞くと、詳しいですねと言われて、そのまま二度と来られない業者さんもいました。集約化について、本当に市町村が真剣にやられているのなら協力する気にはなりますが、単に補助金を取るために事業者がやられる場合は、あんまり協力したくないということがあります。それから、経営計画を立てようということで何回か話した方とは、共同で立てるならやりますよと言ったら、時間切れで間に合わないと言われたこともあり、補助金の関係もあって、私の周辺ではなかなか集約化が進んでいない状況です。

もう一点気になることですが、竹林も林地に含まれますが、私のところでは竹藪は利用価値がないため太陽光発電に利用しています。

太陽光発電に竹藪を利用するならそれほど環境への影響も少ないだろうと考えておりますが、斜面を利用する場合には非常に怖いなと思いますので、その辺の林地の区分や考え方を示していただければありがたいと思っています。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

オンラインの皆様、御発言の御希望はございますでしょうか。河野委員、お願いいたします。

○河野委員 御説明ありがとうございます。

この次の議題にも関係すると思いますけれども、消費者としての気持ちを伝えたいと思っております。

森林経営管理法の見直しの御説明、ありがとうございます。その中で森林の集積・集約化が重要であるという御提案ですけれども、既存の産業構造を変えていくというのは簡単ではないと思いますので、地域の関係者の皆さんとの丁寧なコミュニケーションを行った上で、円滑な移行であってほしいと思っています。

産業として経営が成り立つことは当然、重要であると思っておりますけれども、私たち生活者、消費者にとっては、その経営環境の改善というよりは、冒頭に御説明いただきました森林の持つ多面的機能に今は大きな関心を持っているというのが正直なところです。

特に、気候変動への貢献としてのGHG削減効果や生物多様性の保全、また、国土強靱化への貢献として、減災、防災対策には本当に大きな期待を持っています。

そうした森林が持つ価値の発揮と、今回提案の森林経営管理等の管理法の見直しがうまくマッチングするといいたいでしょうか、シナジー効果が生まれればいいなというふうには思っているところですが、現場で森林育成や、それから林業に携わっている方が、これからも頑張っていこうと思われるようないい法律改正につながっていただきたいと思っています。

直近で開催される関西万博のイベントのシンボルである巨大木造のリングですけれども、木造建造物が気候変動対策としての脱炭素に貢献する象徴として受け止めていますが、願わくば木造建築に使用される木材というのは、輸入材よりも伐期が来ている国産材を優先的に活用するというような意向も反映される施策となることを願っています。

本当に森林・林業においては、産業のサイクルとしての時間軸が長く、様々な計画が5年10年という区切りで評価を行うところが他の産業分野と大きく違っているところだと認識してい

ますし、効果の発現までには時間がかかるとは思いますけれども、ぜひ日本の森林経営や林業に対しては、社会全体や地球全体から期待されているということに関係者の皆様にお伝えして、頑張ってくださいたいと思って発言いたしました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

中西委員と河野委員からは、応援メッセージのように私には聞こえました。

上月委員からは御質問だったと思います。3名の御発言を踏まえて御回答というか、お願いできますでしょうか。

○石井森林利用課長 立花会長のおっしゃるように、中西委員、河野委員からは応援を頂いたと私も感じております。

競争力を高めることが大事だという点は、現行の森林・林業基本計画におきましても、生産性を高めながら、低コスト造林等の導入を進めるということで、グリーン成長を図るといったことを目指しておるわけでございます。

河野委員の多面的機能の発揮も大事というのは、まさにおっしゃるとおりでございます。

森林は、自然環境そのものでございますので、持続的な林業経営をすることによって、多面的機能維持の発揮というものを引き継ぎ図ってまいりたいと思います。

上月委員からお話でございますけれども、多分、森林法に基づく森林経営計画のお話だと思います。団地共同施業というのは、昔の施業計画制度でございます。経営計画も含めて集積・集約化を進めてございますけれども、やはり造林を責任を持って行えるような林業経営体に、こういった集積・集約化を進めていくということが、今回の制度の一つの狙いでございます。経営計画であるとか、こういった新たな森林経営管理制度を含めて、しっかりとした林業経営体を育成し、そういった方々への集積・集約化を進めてまいりたいと思ってございます。

○立花会長 よろしいでしょうか、上月委員。

○上月委員 そうですね、信頼できるところからのお話であればというふうには思います。

○立花会長 分かりました。ありがとうございます。

もう少し御発言の……、齋藤計画課長、お願いいたします。

○齋藤計画課長 計画課長の齋藤でございます。

今、石井課長から申し上げた森林経営計画制度を担当しておりまして、この森林経営管理制度と森林経営計画、そちらの制度と、4ページを御覧いただくと、この森林経営管理制度というのは、所有者さんに対して、市町村からアプローチをして、山の管理をどうされますかとい

うことをきっかけ動作として取組を進める仕組みになっています。

先ほど上月委員からお話のあった森林経営計画制度というのは、所有者さんの方が自発的に、ないしは森林組合さんと協力しながら自発的な意思で計画を立てる仕組みということで、それで補助金なんかを活用しながら進めるということなんですけれども、この経営管理制度は、なかなかその所有者さんの方から自発的にお話が出てこないような山に対して、どうアプローチするのかと。私有林、人工林が660万ヘクタールあるんですが、3分の1は経営計画は立っていて、自発的に行われていると。残りの3分の2の半分、すなわち3分の1は、なかなか林業的に成り立たない山なので、森林環境譲与税なんかも活用しながら市町村の方で管理すると。

真ん中に残った経済的には回ると思われるんだけど、所有者さんの自発的な意思というのがなかなか反映できないというところを掘り起こしていこうというのは、経営管理制度の本務というか、趣旨でございまして、やはりお話があったように、所有者さんの側からすると、ある日突然、事業者さんがやってきてというのは、かなり心配になるケースもあるので、そこを市町村が間をつないで、まさに先ほど説明もありましたけれども、都道府県レベルで事業体の方をある程度選定をして、御紹介をしていく。そのときの手続を円滑に進めようというのが、今回の法律のターゲットということでございまして、やはり所有者の皆様の意思というのは尊重されなければいけないですし、そういうことがうまくいくように今回の改正を願っているということです。

○立花会長 ありがとうございます。

上月委員、お願いします。

○上月委員 すみません、あんまり長ったらしく話してもしょうがないとは思いますが、実は私の森林でも経営計画の前制度の施業計画を立てておりました。そのときに、丹波地方特有の、マツとスギ、ヒノキの混交林、マツの天然林があり、計画上は天然林になっており人工林率が低いということで、何年か経営計画を続けた後に県の担当者からその計画を認めてもらえませんでした。これは担当者の問題とは思いますが、本経営計画でも一担当者の判断で計画を認めてもらえないようなことだと、非常に不安で計画を立てれないということが私の率直な感想です。経営計画制度の運用がなかなかうまくいっていないのではないかと感じており、その辺をうまくフォローして考えていただければありがたいと思います。

○齋藤計画課長 ありがとうございます。まさしくこの問題の難しさというのは、たくさんの方が関わって、あるいは今現場で頑張っているその森林組合の皆さんとか、市町村の担当も含めてですけれども、そこをうまくコミュニケーションを取っていく。経営計画の中

で、例えば間伐を提案型でやるなんていう運用を森林組合さんが一生懸命やってくさっている。そういう要素を今回のものの中にも加えて、所有者さんのメリットにもなるような、そういう御提案ができる運用をしていく、そこは我々もしっかりと指導しながら進めてまいりたいと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

更に議論があるかもしれませんが、時間的な制約がございますので、取りあえずこの部分については、一旦ここまでとさせていただきます。最後に時間があれば、また関連する御発言をお願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。

続きまして、地球温暖化対策計画の改定について、引き続き石井森林利用課長、お願いいたします。

○石井森林利用課長 引き続きまして、森林利用課長の石井から御説明いたします。

資料2に基づいて御説明をいたしたいと思っております。

地球温暖化防止対策を図るパリ協定の下、早速トランプ大統領はパリ協定から離脱というようなお話もありましたけれども、各国は、この温室効果ガスの排出削減目標を掲げて、現在対策を推進しているというところでございます。

国連に対しては、2025年の2月までに新たな削減目標を含むNDCの提出が義務付けをされております。

これに伴って、21年に閣議決定された地球温暖化対策の改定を予定しておりまして、森林分野でも吸収源対策を位置づけていることから、今回ご説明をいたします。

なお、8ページ目以降に、現在パブリックコメント中でございますが、温対計画の案の抜粋をつけておりますので、ぜひ御参照いただきたいと思います。

まず、1ページ目でございます。

現行の温対計画では、2030年度のCO₂の削減目標46%、これは2013年比でございますけれども、これを掲げて対策を推進してございまして、この棒グラフにございますように、この目標に向けては、順調な削減ペースにあると。いわゆるオントラックというような状態でございます。

温対計画の改定に向けては、中央環境審議会、そして産業構造審議会、ここで議論を重ねておりまして、ここのグラフの右の方に二つの目標2035、2040とありますけれども、2035年目標はマイナス60%、2040年はマイナス73%という排出削減目標案が、年末の地球温暖化対策推進本部で了承されまして、現在パブリックコメント中でございます。

2 ページ目に、分野別の目標がございますけれども、赤の囲みがございますように森林吸収を含む吸収源は4,800万CO₂トン、現行目標に対して2040年では8,400万CO₂トンということになってございます。

3 ページをおめぐりください。

絵のイメージのとおり、森林は国土保全とか生物多様性保全、こういった役割に加えてCO₂の吸収源、そして貯蔵庫としての機能を有してございます。伐採後の再生林を確保し、持続的に形成された森林から生産された木材は、都市等に炭素の貯蔵庫を作る効果もございます。また、化石燃料の代替になるCO₂を削減をするというような効果もございます。

4 ページ、御覧ください。

新たな温暖化対策計画では、適切な森林の整備・保全、そして木材利用の促進といった森林吸収源対策を位置づけて、引き続きこれらの対策を強力に推進してまいりたいと考えてございます。

この改定に合わせまして、少し技術的になりますけれども、右下の赤の四角囲みがございますように、森林吸収量の算定方法を国際標準に合わせるというような見直しを実施する予定でございます。

こういった対策によって、一番矢印の下のオレンジに書いてございますけれども、2040年に7,200万トンCO₂、これは今2013年度排出量に比べますと5.1%の減ということになりますけれども、そういった森林吸収量を目標として見込んでございます。

5 ページ目について、では、この森林吸収量の算定については、どのような改善を図るのかという、若干技術的でございますけれども、御説明をしたいと思います。

森林吸収量の算定に当たりましては、気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCC、このガイドラインに基づいて、ある時点からある時点までの炭素の蓄積量、この変化を比較して、その期間中に森林が吸収したCO₂を推定するというストックチェンジ法というものを採用してございます。

炭素量の変化については、地上部のバイオマス、幹とか枝とかですが、この森林の蓄積の変化量が主な要因となってございますので、これをいかに推計するかが一つのポイントだということでございます。

5 ページの左の囲みを御覧ください。

我が国では、都道府県に森林簿データという膨大なデータがございます。こういったものに収穫表といって、植えてから何年たてばどれぐらいの体積があるよねという過去の研究から導

いた成長モデルを使用して、森林蓄積を推計をしてCO₂の吸収量を算定しているということ
でございます。

具体的には、森林簿と収穫表によって、7ページ目を御覧いただきながらというのがいいか
と思いますが、その森林簿と収穫表を用いて、まず幹の体積を求めて、樹種ごとに幹に対して
枝とか根がどれくらいあるのかという割合、拡大係数等に乗じてバイオマス全体の体積を求め
ると。そしてそれをCO₂に換算した上で、国際ルール上は、適切に経営された森林のみがC
O₂吸収の算定対象だとされていますので、FM率と称しておりますけれども、適切に経営さ
れた森林の率に乗じて森林吸収量を算定をしているというところでございます。

この推計方法は、先ほど申し上げたようなIPCCガイドラインで認められているものでご
ざいますが、成長モデルについては、幾つか課題があったというところでございます。

6ページ、見ていただいて、その課題とはどういうものかということで、具体的には、この
右の人工林と書いていますけれども、成長モデルは、植えたスギであるとかヒノキといった植
栽をした木が対象でございます。自然に生えてきた侵入木、いろんな広葉樹の雑木みたいな
ものとか、いろいろありますけれども、そういったものが考慮されていないという課題がご
ざいました。

また、高齢級、植えてから日本の人工林は60年70年たっていますけれども、それ以上とい
うのはなかなか少ないという状態で、高齢級の人工林データが少なく、誤差が出やすいとい
った課題もございます。天然林についても同様に、なかなか天然林の実測データがなかったも
のですから、そういったものの誤差が出やすいという課題がございました。これがそのイメージ
でございます。こういった課題に対しては、標本調査になりますけれども、生えている全ての立
木を実測することで解消できるということで、このNFIを使用すれば、森林蓄積や成長量を
高い精度で把握可能になると考えてございます。

5ページに戻っていただいて、5ページの左下の囲みを、見ていただいて、この標本調査で
全国レベルの森林調査を実施して、それを用いて森林吸収量を算定するというのは、実は国際
標準でございます。

我が国も、京都議定書での算定ルールというのが決まったのは、平成13年のマラケシュ合意
でございましたけれども、その時点では、そういったデータは持ち合わせていなかったわけ
でございますが、それからいろんなデータを把握するようにいたしまして、我が国も左下にある
ように、全国を4キロメッシュで切りまして、1万5,000点の観測点を設けて、その中の全立
木を調査するという森林生態系多様性基礎調査を実施してございます。

これまで、データの蓄積を進めてきたところでございまして、さらには第三者機関によるデータの品質保証、品質管理QA、QCというものを行いまして、測定誤差も3%程度までに抑えることに成功したところです。ようやく、ある時点からある時点までの森林データを直接比較して、森林の蓄積の増減、すなわちこれは森林吸収量に結びつくわけですが、これを算定することが可能になったということでございます。

5ページ、右の青い囲みにいただきまして、そういった状況を踏まえまして、林野庁では専門家から成る検討会を設けまして、この標本調査、NFIと私ども申しておりますけれども、NFIデータを活用して森林吸収量の算定方法を改善していきたいというような、そういった検討会を設けました。

昨年11月には、検討会によって中間取りまとめという形で、新たな算定方法のフレームの提示を頂いたというところでございます。

具体的には、先ほど申し上げたようなNFIでは、データを時系列で取っておりますので、これを直接比較することによって、全ての立木、こういったものを直接拾って、吸収量を算定するというところでございます。これによって、先ほど申し上げたような自然に生えてきた侵入木を把握することが可能になりますし、誤差の生じやすかった高齢級人工林、天然林、この吸収量も的確に把握することが可能となるということでございます。

こういった新たな算定方法につきましては、2025年度分の森林吸収量の実算定から適用が可能になるように詳細を検討いたしまして、温室効果ガス排出算定方法検討会、これは森林等の吸収源分科会というのがございますけれども、そこで議論をする予定をしております。

非常に短いですが、私から地球温暖化対策計画、これに伴う森林吸収量の算定見直しについて御説明をいたしました。

○立花会長 ありがとうございます。

ポイントをつく御説明でした。

それでは、これから10分程度、皆様から御意見、御質問等を承りたいと思います。

まず、オンラインの4名の委員の方々、何か御発言の御希望はございますでしょうか。

土川委員、お願いいたします。

○土川委員 すみません、今日そちらにお邪魔できず失礼いたしました。今年度もよろしくお願いたします。名古屋大学の土川でございます。

中座いたしますので、一、二点、大変細かいことなんですけれども、質問させていただきます。頂いた資料に大変興味深く拝見いたしました。

大学に勤めている人間としては、こういった図表等、これからの林業、林産業を担う若い世代に対して、いろいろとそのアピールする上では非常に分かりやすい資料かなというふうに見せていただきました。

それで、1点、3ページ目でありますけれども、このやま、まち、化石燃料でこの漫画の横軸は、時間というイメージでよろしいわけなんでしょうか。それから一番下のこの化石燃料で、多分この絵の中で言いたいのは、このチップですとか枝とかというのをバイオマス発電の材料として使って、化石燃料に使う分を減らすと。多分そういったイメージなのかなというふうには思いました。

ただ、この化石燃料のこのオレンジの棒グラフ、これだけ分をバイオマス発電で本当にカバーできるのかというと、恐らくそういうことではないと思いますので、これを学生とか若い人が見たときのイメージとの現実とのずれというんですか、それができるだけないようにするのがいいのかなというふうに思いました。

それから、この下の何かサインカーブで描いてあるのは、なんだろうかね、瑣末なことばかりで恐縮ですけども、そこら辺あたりを教えていただければというふうに思います。

それが1点目でありまして、2点目が5ページの最後に今御説明いただいたこのNF I データのところなんですけれども、ここら辺あたりも将来的にはどうなんでしょうか。たくさんこのようにデータをお取りになって、今データサイエンス等々が花盛りでありますので、そういった専門家も含めてここでは御検討をなさっているのかどうか、その2点教えていただけませんか。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

そのほか、会場に御出席の委員も含めて、御質問ございませんでしょうか。

お願いいたします。小野委員、お願いいたします。

○小野委員 小野なぎさです。

今回のこの資料2の方を拝見しまして、とても分かりやすく、この分野の専門ではない者としても興味深く拝見いたしました。

これまでもこの算定方法というのは、とても複雑であるという話は聞いておりましたが、細かく御提示いただいて、不確実な要素、自然に生えてきた侵入木が考慮されていないとか、誤差が天然林だと多いとか、こういったことを見ると、これからはこの測定方法だとむしろ足りない、駄目だったんだなというのがとても感じました。

これから単層林から複層林化に転換していく中では、これらの侵入木や天然林の吸収量を正しく測定していくことはとても重要だとすごく思いました。

質問が一つあります。

これまでの算定方法と変わっていくということですが、このこれまでのものと新しくなる算定方法、現状だとデータの誤差というのはどのぐらいありそうなものなのでしょうか。

また、これはこれからの検討会でのお話になるかと思いますが、きちんと新しい基準で測定されたデータかどうかの信頼性といいますか、データが分かるようなものというのは、今現状では、そういうものが分かるという目安があるのでしょうか。

一つ提案としては、これまでは人工林のデータが主だったということですが、天然林もきちんと測定ができていくようになった場合、人為の加わっていない天然更新をしている森、経済林とかではない森、自然の森がそもそもどのぐらい吸収をして、どのぐらいの力があるのかという、ゼロフラットベースのデータというのをきちんと出してみると、一国民として木を伐って使ってというだけではなくて、本来の森林がどのぐらいの吸収があり、プラスアルファでどのぐらい、という見え方ができて、森の貢献度合いがとても伝わりやすいのではないかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○立花会長 ありがとうございます。

あとお二方質問を受けて、事務局に一括して回答していただこうと。

平井委員、お願いいたします。

○平井委員 平井です。

石井課長、説明ありがとうございます。

NFIデータについて、非常に興味深くお話を聞きました。こういった基準だったり、データの取り方というのが、国際基準になっているとか、最新のものなのかというのは非常に国民としても気になる場所なので、こうした最新のデータが取れるというところ、非常に心強いなと思ってお話を聞いていたんですが、こうした実測データであれば、毎年取り続けなければいけないものなのか、それともある程度データがたまってくると、もうそこからは自動的に大体の算出が可能なのか、どのぐらいの手間が今後かかっていくものなのかということと、あとはこの数値というものがはっきりあると、メディアで報じるときだったり、ニュースになったときに視聴者のみなさんにも非常にインパクトがあるんじゃないかなと思うんですが、現状取れているデータから、分かってきたことがもう既にあるのかということも伺いたいです。

○立花会長 ありがとうございます。

出島委員、手を挙げられましたか。お願いします。

○出島委員 ありがとうございます。

2点ほどありまして、7ページのところのFM対象林のみカウントというふうに一番右に書いてありまして、つまりこの1.5万点ですかね、この調査プロットのうち、FM対象林になっているものとなっていないものがある、なっているもののみカウントするのだというふうに理解をしました。

実際に、現時点でFM対象林というのが何割ぐらい、1.5万点の中にあるのかということと、今後いわゆる保護地域の拡大とか、自然共生サイトとかそういうFM林が増えていくということは、基本的にこのCO₂の吸収量を国としての数値を上げていくことにつながるのかどうかというのをお聞きしたいのと、調査は基本、木本のみだというふうに思っておりますけれども、木本のサイズで何センチ以上みたいなのがあれば、ちょっと知りたいなと思いました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

事務局からの回答をお願いいたします。

○青山林野庁長官 土川先生から御指摘のあった3ページは、私が発注して作った絵なので、私の方から回答したいと思います。

これ女子職員がゼロから描いてくれている絵なんですけれども、山で森林に炭素が固定されていって、これ横軸は時間軸でございます。

このサインカーブとおっしゃったのは、これ化石燃料の上の方だけで、そこが枝とかチップを燃やしたことによって化石燃料代替を示すということで、これ本当は、これ全部サインカーブじゃなくて、グラフの上の方を示す意味があったんで、このサインカーブなるものが途中で切れているのが問題でありまして、省略している絵の意味なんで、ちょっとこれサインカーブの波波が右の方まで足りませんでした。ここは白いラインで、この上の方が一部であるということを示したいと思しますので、そういう修正をしたいと思います。

もう少し説明しますと、山の方で苗木を植えて森林を育てていって炭素が固定されても、主伐されると炭素はゼロになるという批判を受けるんですけれども、それは町の中で、木造施設として木材が使われて保持されていくと炭素の貯蔵効果があり、さらに製材の過程で端材で出たものはバイオマス発電に使われることによって、全て地球温暖化対策に対してプラスであるということを示すために作ってもらった資料でありますので、学生の皆さんにも御説明いただ

きたいと思っております。

○石井森林利用課長 先ほどの絵のお話は長官から御説明をいたしました。土川委員からの化石燃料の代替とか、そういった部分が正確に表せればというようなお話がございました。参考でございますけれども、資料の9ページに、森林吸収量だけでなく、炭素の固定であるとか、化石燃料の代替ということをこの温対計画の中で脚注として、森林・林業・木材産業による効果を書かせていただいております。

2個目の脚注ですが、燃料材利用量約2,300万立方の全てが発電利用・熱利用・熱電併給で、A重油を代替して利用されたと仮定した場合は450万CO₂トンの排出削減効果に相当すると書いてございまして、推計でございますけれども、林業・木材産業の貢献度というものをしっかりと伝えていくと。そのように考えてございます。

小野委員から算定方法についての御質問がございました。

このNFIによって、正しく全ての立木を把握するということができますので、まさに算定方法が正しくなるということでございます。

人工林は下層の侵入木の部分がございましてけれども、天然林は、なかなか精度自体が確保できていなかったということでございます。手元にデータが無く、恐縮でございますけれども、今までの森林簿データと森林蓄積を比較をすると、天然林が20億立方ぐらいだと想定されていたのが、倍の40億立方という結果でございます。そういった天然林も含めて、この調査によってしっかりと吸収量を把握できるようになるということでございます。

データをきちんと出しながら、信頼性の高いデータ提供をということでもございましたけれども、先ほど申し上げた多様性基礎調査の中では、委託でいろんな方がブロック別に分かれて調査しておりますけれども、その方と別の第三者機関の方に品質保証といったものをしていただいて、誤差は非常に少なくなっています。

更に言えば、データを国民の皆さんに御提供して、それを使っていただくというのが非常に大事だと思っております。第4期分のデータからは、分析するとともに、ホームページでデータ自体を公開をして、皆さんに使っていただくといった取組も進めてございますので、しっかりとこのデータの精度、その利用の促進に努めてまいりたいと思います。

平井委員からのデータを毎年取っているかどうかとの質問ですが、先ほどNFIの御説明の中で漏れましたけれども、これは1万5,000点の観測点を5年をかけまして一巡してございます。それが今、第5期まで来てございます。これ継続して今後も実施していくということでございます。林野庁から委託によって調査機関に調査していただいておりますので、引き続き、デ

一タの収集を進めていきたいと思ひます。

出島委員から、FM対象がどの程度かということでございましたけれども、これまでは別途FM調査ということで、サンプリングで調査をしておりまして、それが大体70数%、7割ぐらひがFM率でございました。

今回NFIを使って仮に推定をしますと大体7割ぐらひがFM林となり、ほほ今までの調査と同じ傾向にあつたところでございます。

FM林の考え方のところに書いてございますように、これからは、保安林等の保全措置で捉えたもの以外にも、OECMなどもFM林として取り込んでいきたいと考えてございますので、そういった取組が進めば、また森林吸収量も高まっていくことになるということでございます。

以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。

まだまだ御意見あるかもしれませんが、時間の制約がありますので、次に進めさせていただきますと思ひます。ありがとうございます。

続きまして、令和7年度林野関係予算の概要について、小島林政課長から御説明をお願いいたします。

○小島林政課長 林政課長の小島でございます。

私の方から資料3に沿って、令和7年度林野関係予算の概要を説明させていただきます。座って失礼いたします。

まず、1ページ御覧ください。

表の一番下にございますとおり、林野関係の令和7年度概算決定額は3,068億円、対前年度比102.2%となつてございます。

また、表の一番右に6年度補正追加額とございますけれども、補正予算としましても、1,416億円措置したところでございますので、この補正予算と令和7年度当初予算を合せて、様々な施策を、支援を行っていく考えでございます。

2ページを御覧ください。

まず、1の生産資材の確保・安定供給としまして、最近資材費の高騰等でございますので、それに対応するために木質バイオマスの収集・運搬の効率化ですとか、キノコの生産資材導入等を支援してまいります。

また、その下の鳥獣被害対策でございますが、最近鳥獣被害が増えてきている現状にございますので、森林における効果的・効率的なシカの捕獲等の取組を推進してまいります考えでござい

ます。

続きまして、3ページ御覧ください。

大きな柱としまして、このカーボンニュートラルの実現、あと花粉症の解決、こうした課題に対応するために、森林・林業・木材産業の総合対策を位置づけております。

①のグリーン成長総合対策でございますけれども、川上から川下まで森林・林業・木材産業施策を総合的に進めていくということで、当初予算で144億円を計上しているところでございます。

具体的な内容は以下のとおりでございますが、アの森林の集約化モデル地域実証事業、こちら先ほど森林利用課長から御説明あったように、森林経営管理法の改正に先立ちまして、循環利用に取り組む経営体に森林の集積・集約化を進める、そういった取組をモデル的に進めるための予算でございます。今回新規で5億円で、7年度の予算の目玉事業の一つというふうに考えてございます。

イの循環成長対策でございますけれども、川上におきまして、路網の整備ですとか間伐の実施、再造林の低コスト化、高性能林業機械の導入等を支援するとともに、川中におきまして、木材加工流通施設の整備ですとか、川下の木造公共建築物の整備などを支援してまいります。

ウにございますけれども、林業のデジタル化ですとか、木質系新素材の開発・実証等も支援してまいります。

エにございますように、建築用の木材供給・利用強化対策としまして、木造の中層建築物を増やしていくために、木質耐火部材ですとかJAS構造材の技術開発ですとか、木造建築物の設計者・施工者の育成などを支援してまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。

オでは、木材や特用林産物の需要拡大も支援してまいります。その一環としまして、林産物の輸出ですとか木質バイオマスの活用、こうした取組も進めてまいります。

それ以外にも、森林・林業の担い手の育成対策としまして、緑の雇用事業を通じた新規就業者への研修ですとか、林業大学校で学ぶ青年を支援するとともに、林業従事者の労働安全対策等の取組も支援してまいります。

また、林業経営者が行う機械の導入ですとか施設整備を金融面でも支援してまいります。

クにございますけれども、里山林の整備・活用に取り組む組織の支援などを通じまして、山村地域の活性化ということも取り組んでまいります。

5ページを御覧ください。

②の花粉症対策でございます。

政府全体としまして、令和5年10月に花粉症対策初期集中対応パッケージというものを取りまとめたところでございまして、その着実な実施に向けまして、例えばスギ人工林の伐採・植替えの加速化ですとか、需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大等を支援してまいります。

5ページの③から⑤、また、6ページにかけては、公共事業の関係の予算でございます。

森林吸収源としての機能強化ですとか、国土強靱化等の観点から、森林整備、治山対策を着実に実施していくために、補正予算と合わせて前年度を上回る予算を措置、計上しているところでございます。

6ページを御覧ください。

防災・減災・国土強靱化ということでございます。

先ほど申し上げたように、森林整備ですとか治山対策等を通じて、防災・減災・国土強靱化の取組を進めてまいります。

また、6ページの下にございますけれども、災害被害の復旧・復興につきましても、被災した治山施設ですとか林道施設の復旧等を支援してまいります。

特に、能登半島地震や9月の豪雨への対応としまして、被災した木材加工施設の復旧等も支援してまいります。

以上、大変駆け足でございましたけれども、予算の説明になります。

○立花会長 御説明ありがとうございました。

もう時間も迫ってきておりますけれども、今日の御説明につきまして、全体を通して御発言の希望があれば、ここでお受けしたいと思えます。特にまだ御発言されていない方、積極的に手を挙げていただければと思えます。いかがでしょうか。

中島委員、お願いいたします。その後、高森委員といきます。

○中島委員 ありがとうございます。

ちょっと今の7ページにあるんですけれども、森林・林業担い手育成総合対策の中の労働安全の向上というところがあると思えます。

そもそも林業自体、私が今いる紀伊山地は本当に圏外の現場が多くて、救急を呼べないという状況なんです。けがが起きたときに、一番それが恐怖というか、本当に死ぬか生きるかというところは圏外か圏内かというところになってきますので、もちろん技術だったり安全装備をそろえるということは大事なことですけれども、それ以上に、とにかく人が死なない環境を整えるということが私は最優先ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

高森委員、お願いいたします。

○高森委員 全体を通じてでよろしいですね。

最初の森林経営管理制度の5ページのところで、いろいろな取組のうちでⅠ、Ⅱ、Ⅲとかお話しされて、集約をするのに簡便化するとか、事務を簡潔にするとか、負担を減らすというのはいいと思うんですけども、委託希望された22.6万ヘクタール分の2.3万ヘクタール、このコンバージョンが10%で、そこから最終的に再委託された2.3万ヘクタール分の0.3万ヘクタール、これも13%に当たるんですけども、その管理制度の目論見というか、どこの数字がどこまでいけば成功というか、この制度がちゃんとできているというふうにお考えなのか、そういうものがあるのかどうか。

どこのコンバージョンを上げに行こうとしている施策なのかということが、ちょっと全体を上げようとしていると思ったんですけども、一番下に11.4が飛び出ていますけれども、そこを減らしに行こうとしているのかとか、ちょっとその全体のゴールみたいなものを数値的に教えていただけたらと思いました。

○立花会長 ありがとうございます。

五味委員から手が挙がっておりますし、あと新任でここに出ておられる川上委員と藤掛委員にも最後にコメントを頂いて、それを受けて事務局から回答をお願いしようと思います。

五味委員、お願いします。

○五味委員 ありがとうございます。

2点ほどございまして、まず、森林経営管理制度ですが、後半で市町村の事務担当者の軽減について、この取組自体は非常にいいですが、一方で、この市町村担当者、またはこれに携わる関係者に対する、トレーニング、教育支援、人材育成に関しては、どのような形で取り組まれるのか質問としてあります。

やはり集約的な林業では、各地域の特性をいかに把握して、それを踏まえて、地域の方々とコミュニケーションを取りながら実施するか、地域人材、窓口となる市町村担当者の方々が、どういった知識や技術を持っているかということも非常に重要になってくると思います。例えばリカレント教育、人材育成、それらの教育支援というのが重要になってくると思います。例えば、条件がよくない林地に対して、いかに工夫して施業や管理を実施するかといった点にもつながっていくと思います。この点では、市町村関係者のネットワーキングも非常に重要なこと

思っています。

各地域におけるグッドプラクティスは、林野庁の方でこれから提示されていくかと思いますが、一方で非常に難しかった点をどう解決していったかとか、こういったものを情報共有していくような場も重要と思っています。これが1点目です。

2点目は、地球温暖化対策の計画のところですけども、今回、森林生態系多様性基礎調査のデータを用いて、地上部のところを改定していくということでしたが、これは土壌の部分というのはどのようにされていくのかという点です。

土壌の炭素固定量というのは非常に重要なところでありましてけれども、例えば地上部に対する地下部の割合で根っこの蓄積量を評価することになってはいますが、例えば樹木に関しては、かなりデータがありますが、地上部では、低木なども含めて評価するのか。または、もう一つは、その土壌の侵食がその炭素蓄積に非常に重要になってくるかと思っておりますので、こういったところも含めて、地下部の生態系について、生態系基礎調査の4キロメッシュのデータを活用されるのか。また、別の方法でやっていくのか、こういったところをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○立花会長 どうもありがとうございました。

川上委員、お願いいたします。

○川上委員 一つは、予算の関係です。花粉症対策について、57億円という今年度の補正は、昨年度と比較してどうなのかです。

あともう一つ、森林経営管理法の見直しについて、私からは非常にありがたいと思っております。

先ほど管理制度の目論見があるかという御質問があったかと思いますが、目標に近づくよう市町村では頑張っておりますけれども、制度の推進にはいろいろな課題があります。

県では市町村の相談に乗ったりアドバイスしたりと市町村をサポートしておりますし、資料1の10ページにあるとちぎ・みどり推進機構という市町村を支援する仕組みを構築しましたが、市町村では非常に苦勞しているのが現状です。

ぜひこの見直しによって、この制度により森林整備が加速化されることを願っております。

○立花会長 ありがとうございました。

藤掛委員にもお願いいたします。

○藤掛委員 すみません、ありがとうございます。

森林経営管理法の見直しについて、ちょっと今出たお話と重なるんですけども、基本的に

はやっぱり市町村さんが非常に大変なところを、民間の力を生かせるところは生かして、併せてやっていくという方向性は非常に現状に即して、理にかなっているかなというふうに思っています。

ただ、先ほど10%、10%ということで非常に低いということがあったように、なかなかやはり制度が活用されにくい点があったりするかと思います。

齋藤課長が先ほどおっしゃった真ん中のところにどうアプローチするかという中で、まだまだいろいろと工夫を重ねていかないといけないところがあるかなと思います。

特に主伐、間伐と違って主伐というのは、いろんなところでポンポンゲリラ的に起こるみたいなところがあって、木を売りたい人がいたら、そこから始まっていくと。集約化というものも間伐の集約化と違って、もっと小さいところ、もうポンポン行っていないと、なかなか追いつかないと。そういう民間の事業者さんがどんどん伐って、そこが再造林放棄されていくという問題にアプローチするには、まだちょっと距離があるかなみたいなところも感じる場所でありまして、でも、そこが本当に一番難しいところなので、そこにどうアプローチしていくかというのをいろいろと事例も研究していただきながら、この制度がそういったところまで届くようにしていただければというのが感想です。ありがとうございました。

○立花会長 ありがとうございました。

すみません、お昼の時間に食い込んでいますけれども、もう少しだけお時間をください。

事務局の方で、たくさん出ましたけれども、コンパクトにまとめていただければと思います。

○石井森林利用課長 高森委員からは、どういった形、数値を目標にするのかということでございます。

やはり集積・集約化を進めるというようなことが肝でございます。今この制度のほか、森林経営計画も含めまして、民有林の人工林で集約化されているのは約4割ぐらいでございますので、まずそこを高めていきたいと。

結果として、制度を使わずに森林整備につながったものも多くございますけれども、まずそういう集約化というところを一つの指標にしてみたいと思っております。

五味委員から事務負担の軽減に関連して、教育についてお話がございました。

教育については、フォレスターであるとか、森林プランナーであるとか、色々な研修もしてございますけれども、森林経営管理制度につきましては、我々も林野庁の職員が直接足を運んで、400回以上の説明会をしたり、技術者の研修というようなものを各地域でやってございます。

また、専門知識を持つのは地域林政アドバイザーの雇用も推進してございますので、そういったものを総合的に行いながら、地域の森林・林業を担える方々の育成というものに努めてまいりたいと思います。

もう一点、五味議員から温対計画について、土壌のお話ございました。

土壌については、Centuly J-fosというモデルを使って計算をしているわけでございます。今回は、Centuly J-fosについては見直しをする予定はございませんけれども、専門家による検討会の中でも、そのモデルの有効性については議論になりましたので、引き続き議論をしてみたいと思っております。

川上委員からの予算の関係で、花粉のお話ございました。

昨年度の補正予算は60億円ということで、今年度は対前年比94%、原種苗木の増産施設の整備が完了いたしますので、そのような部分がなくなったというのが基本でございます。引き続き予算を確保しながら、花粉症対策、ちょうど季節でございますので、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

最後に、藤掛委員から経営管理法について様々な御意見ございました。宮崎県は主伐が進んで再造林がなかなかという難しい部分がございます。制度を一つ一つよくしながら、しっかりと林業経営、森林整備が進むように努めてまいりたいと思います。

また御助言いただければ幸いです。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

小島林政課長、お願いします。

○小島林政課長 私の方から、中島委員の御意見に対してコメントします。

おっしゃったように、労働災害の防止、安全対策、このためには装備を整備、ちゃんと準備するとかいうことに加えまして、やはり事故を起こさないようにという、そういう対策が重要でございますので、例えば安全診断ですとか、研修の充実、こうしたものを予算を活用してしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○立花会長 どうもありがとうございました。

もう時間が来てしまいましたので、ここまでにさせていただきたいと思っておりますけれども、小貫委員、斎藤委員、日當委員においては、発言の機会を設けることができずに大変申し訳ございませんでした。

全体として皆様から御質問、御意見を賜ってきました。本当ありがとうございました。

ここで青山長官からコメントをお願いしたいと思います。

○青山林野庁長官 本日は、新しいメンバーによる林政審議会で、多様な視点から御指摘を頂きまして、ありがとうございました。

私どもの行政、川上・川中・川下、いろんな観点から今日御指摘を頂いたと思います。

上月委員からは川上の実際の現在のお気持ちというか、森林所有者としての懸念点などを御指摘いただきましたし、中西委員からはしっかりと競争力のある制度にしてほしいというお話でございました。

今回の森林経営管理制度というのは、しっかりと集約を図って施業の効率化を図り、競争力を上げていくということに寄与するものだと思います。

また、河野委員からは、川下のお話として温室効果ガスの吸収源となるというお話でありますとか、森林の減災機能、災害防止機能ですね、そういう多面的な機能に期待をしているのでしっかりとやってほしい、また、リングの話もございましたけれども、報道で輸入材が多いというような誤った報道がございますけれども、国産材の方がはるかに多い実態になっておりますし、福島の工場から集成材が大量に持ち込まれて、復興のシンボルにもなるといいますので、そういう目で大阪万博見ていきたいと思っております。

今日はいろいろな観点から、多岐にわたる深い御指摘、御指導いただきまして、ありがとうございました。

○立花会長 青山長官、ありがとうございました。

今日、新たな審議会の中で、第1回となりましたけれども、委員各位においては大変熱心に御意見を頂きまして、ありがとうございました。

私の進行がうまくいかない部分もあって、ちょっと時間を超過してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

私は、森林・林業・木材産業、木材のことを話していると、わくわくしてきます。もっともっとよくなっていくという思いがあるからだと思います。今日、皆さんとお話ししていても、あ、これももっとよくなるなという気持ちが強くなりました。ぜひそうした前向きにこの業界を捉えて、よりよくしていく、そして森林をしっかりと管理をして、林業を振興して木材産業も振興し、よりよい状況をつくっていくことを目指したいと思います。次回からはなるべく全員に発言していただけるようにしていきたいと思っておりますし、場合によったら、事務局と相談しながら会議の時間を若干伸ばすようなことも考えながらいきたいと思っております。

特に、次回以降は審議する内容が多くなってきますので、そうすると皆様から様々に御意見

いただくということが大変重要になります。よろしくお願ひできればと思います。

本当に長時間にわたりまして、熱心な御審議を頂き、御意見いただき、ありがとうございますました。

それでは、進行をここまでにさせていただきます、事務局にお返しいたします。

○小島林政課長 立花会長、どうもありがとうございました。

次回の林政審議会につきましては、4月の開催を予定しております。日程調整につきましては、後日事務局より御案内させていただきます。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり大変熱心な御審議いただきまして、ありがとうございますました。

午後0時10分 閉会